

過去最大引上げとなった最低賃金

最低賃金の種類と改定時期

賃金については、都道府県ごとにその最低額（最低賃金）が定められており、企業はその額以上の賃金を労働者に支払うことが義務付けられています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、このうち「地域別最低賃金」は、毎年10月頃に改定されることになっています。2024年度について全都道府県の「地域別最低賃金」が決定しました。

地域別最低賃金と発効日

2024年度の地域別最低賃金と発効日は、下表のとおりとなっています。改定額の全国加重平均額は1,055円（昨年度1,004円）となり、51円の引上げです。これは1978年度に現在の目安制度が始まって以降で最高額となります。

特に今年は、徳島県の引上額が84円と突出して高く、また、発効日が2024年11月1日と、11月にずれ込んだことは異例であり、今春の大幅賃上げを受け、各県において多くの議論がなされたことが窺われます。

表 2024年度の地域別最低賃金（単位:円）

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
北海道	960	1010	50	2024年10月1日
青森	898	953	55	2024年10月5日
岩手	893	952	59	2024年10月27日
宮城	923	973	50	2024年10月1日
秋田	897	951	54	2024年10月1日
山形	900	955	55	2024年10月19日
福島	900	955	55	2024年10月5日
茨城	953	1005	52	2024年10月1日
栃木	954	1004	50	2024年10月1日
群馬	935	985	50	2024年10月4日
埼玉	1028	1078	50	2024年10月1日
千葉	1026	1076	50	2024年10月1日
東京	1113	1163	50	2024年10月1日
神奈川	1112	1162	50	2024年10月1日
新潟	931	985	54	2024年10月1日
富山	948	998	50	2024年10月1日
石川	933	984	51	2024年10月5日
福井	931	984	53	2024年10月5日
山梨	938	988	50	2024年10月1日
長野	948	998	50	2024年10月1日
岐阜	950	1001	51	2024年10月1日
静岡	984	1034	50	2024年10月1日
愛知	1027	1077	50	2024年10月1日
三重	973	1023	50	2024年10月1日

都道府県	最低賃金時間額		引上額	発効年月日
	改定前	改定後		
滋賀	967	1017	50	2024年10月1日
京都	1008	1058	50	2024年10月1日
大阪	1064	1114	50	2024年10月1日
兵庫	1001	1052	51	2024年10月1日
奈良	936	986	50	2024年10月1日
和歌山	929	980	51	2024年10月1日
鳥取	900	957	57	2024年10月5日
島根	904	962	58	2024年10月12日
岡山	932	982	50	2024年10月2日
広島	970	1020	50	2024年10月1日
山口	928	979	51	2024年10月1日
徳島	896	980	84	2024年11月1日
香川	918	970	52	2024年10月2日
愛媛	897	956	59	2024年10月13日
高知	897	952	55	2024年10月9日
福岡	941	992	51	2024年10月5日
佐賀	900	956	56	2024年10月17日
長崎	898	953	55	2024年10月12日
熊本	898	952	54	2024年10月5日
大分	899	954	55	2024年10月5日
宮崎	897	952	55	2024年10月5日
鹿児島	897	953	56	2024年10月5日
沖縄	896	952	56	2024年10月9日